

恵那市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画を総称するものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた基本目標及びその方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の体系及びその方針を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。

2 市長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう総合計画を策定するものとする。

(市政運営の基本方針)

第4条 市は、その事務を処理するに当たっては、総合計画に即して行うものとする。

2 市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会)

第5条 市長の附属機関として、恵那市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、市長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第7条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、市民等から意見を聴くものとする。

(議会の議決)

第8条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第9条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(策定後の処置)

第10条 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その実施状況について、適宜公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、総合計画について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(恵那市総合計画審議会条例の廃止)

2 恵那市総合計画審議会条例（平成17年恵那市条例第13号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている恵那市総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。